

演習場の立入りに関する事項

演習場への立入り、責任並びに警戒予告

昭和27年（1952年）12月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 訓練に支障のない限り生計目的のための立入りを許可する。
2. 訓練期間中、一週一回、春秋少なくとも一週ずつの立入りを特別に考慮する。
3. 米側に故意重過失がない限り、立入りの結果射撃演習その他による傷害損傷に対しては、米側は日米行政協定18条3項関係の責任を負わない。
4. 演習場使用に当たっては、7日前の予告を米側は出す。
5. 日本側地方代表者と現地司令官との連絡方法に関し規定する。